別表２

被扶養者認定申告書類及び添付書類　[国内]

続柄		同居していなくてもいい人								同居が条件の人		
		配偶者		子			父母 祖父母	兄弟姉妹・孫 十六歳未満	兄弟姉妹・孫 十六歳以上	義父母・義祖父母	甥・姪	叔父・伯父・叔母・伯母
		妻・夫	内縁	中学生以下	高校・専門・大学生	学生ではない						
基本届	被扶養者(異動)届(様式1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基本届	被扶養者状況届(様式2号)	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○
同居・別居の有無	同居	**・住民票(世帯全員が載っているもの)** **・戸籍謄本**（被保険者が世帯主の場合、省略可）								**・住民票(世帯全員が載っているもの)** **・戸籍謄本**		
同居・別居の有無	別居	**・戸籍謄本** **・送金証明書(様式4号)** （学生と認められた場合は送金不要） **・払込明細書の写し等**…申請時、送金の事実が1回は必要										
職業・収入の確認	学生	**・在学証明書**　・・・中学生以下は不要 （収入がある場合は以下「収入あり」を参照）										
職業・収入の確認	無職	**・所得証明書(課税証明書)**又は**非課税証明書**　・・・中学生以下は不要										
職業・収入の確認	収入あり：アルバイト・パート等	**・給与支払証明書(様式7号)**にて直近6ヶ月分の給与収入の証明 ※勤務開始6ヶ月以内の方は雇用条件の分かる雇用契約書の写しも添付										
職業・収入の確認	収入あり：農林水産業・自営業・不動産収入・その他	**・直近の確定申告一式の写し** **・所得証明書(課税証明書)**又は**非課税証明書**										
職業・収入の確認	収入あり：年金(国民・厚生・障害・遺族・恩給)・私的年金・企業年金・年金給付金等	・最新の**年金裁定通知書・年金改定通知書等の写し、**もしくは最新の**年金振込通知書の写し** **・所得証明書(課税証明書)**										
職業・収入の確認	退職した人：退職者(退職後6カ月以内)	**・離職票-1**　（発行されない場合は**退職証明書(様式5号)**を提出）										
職業・収入の確認	退職した人：傷病手当受給者	**・支給決定通知書(振込通知書)の写し**										
職業・収入の確認	退職した人：失業給付受給有無の確認	**・雇用保険申告書(様式6号)**…退職者は全て提出 ※延長の場合は受給延長通知書の写し／再就職の意志が無い方は離職票-1、2原本を提出										
職業・収入の確認	退職した人：失業給付受給(予定)者 (これから受給する人、受給中の人)	**・雇用保険受給申告書(様式8号)** **・雇用保険受給資格者証両面の写し**										
職業・収入の確認	退職した人：雇用保険未加入者 離職票未発行者	**・雇用保険未加入・離職票未発行証明書(様式9号)**										
職業・収入の確認	退職した人：失業給付受給終了者	・支給終了と印字のある**雇用保険受給資格者証両面の写し**										

【配偶者が被扶養者ではない場合】

子の誕生等	上記必要書類の他、**ご夫婦の年間収入比較ができる書類** **〔源泉徴収票(写)、今後１年間の収入見込みを証明するもの**など〕 子の誕生の場合のみ、ご提出いただく住民票は「子」のみでも可

・確認書類の提出に変えて被保険者の申し立てのみで認定を行うことは認められません。

・確認書類を提出できない場合、認定することはできません。

＊上記は原則として必要な添付書類であるため、状況によりさらに別の書類の提出を求める場合があります。
＊市区町村で発行した公的書類は発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。
＊認定対象者の同居家族に収入がある場合は、その収入がわかるものを添付してください。
＊海外に在住し日本国内に住所を有しない扶養認定時の提出書類はこちら